

(様式2)
 処分基準(不利益処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	1 - 1
法令名	生活保護法	根拠条項	25 - 2		
不利益処分	職権による保護の変更				
<p>(根拠規定)</p> <p>生活保護法第25条第2項 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。</p> <p>第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。</p> <p>(処分基準)</p> <p>保護の変更の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による保護の実施要領について (昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知) <p>第8 保護の決定</p> <p>保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第7によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費に、以下介護、医療、出産、生業、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) <p>第8 保護の決定</p> <p>2 保護の要否及び程度の決定</p> <p>(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。</p>					